

## 本冊子の構成と使い方

本冊子は3部構成になっています。

**第1部**は、各支援地域等の状況を特別支援学校に設置した地域支援センターと教育局の連携した取組をはじめとして紹介しています。

障害のある子どもを生涯にわたって支援するために、学校と保護者そして関係機関を含む地域がネットワークを形成し、子どもを中心に今何ができるかを考える取組が府内全域で進んでいます。

御自分の地域での取組や、専門性の向上につながる研修の実施状況などを御覧になり、活用いただけることを願っています。

**第2部**は、主に実践例に基づく支援の工夫や留意点を紹介しています。

診断名が同じでも、年齢やそれぞれの状態によって適切な支援や配慮事項は異なってきます。

将来、社会で自立できる力の育成をめざして、集団の中でそれぞれの子どもの得意な分野は更に伸ばし、不得意分野は克服できるように支援するためには、目の前の子どもの現在の状態を的確に把握したアセスメントと、それに基づく適切な個別の指導計画が何より大切になります。

**第3部**は、ネットワークを形成する関係者の方々のメッセージや紹介です。

関係する専門家団体や専門家チームに参加いただいた委員からの御意見や、教員の専門性を向上し、ネットワークをさらに強く効果あるものにするための方策等を紹介しています。

### ◇ 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD) その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。〔発達障害者支援法による定義であり、知的な遅れは含まないなど医療分野での定義とは異なる部分があります。〕

◇ 支援体制の整備については、文部科学省作成の「小・中学校におけるLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」(平成16年1月)を参考にしてください。文部科学省のHP([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/16/01/04013002.htm#1](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04013002.htm#1))

◇ 具体的な指導・支援の例や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成例については、京都府総合教育センターHPも参考にしてください。  
(<http://www1.kyoto-be.ne.jp/ed-center/>)

◇ 次の冊子については、京都府教育庁指導部特別支援教育課のHPからダウンロードすることができます(<http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/index.html>)  
「LD、ADHD、高機能自閉症支援ガイド」(平成16年3月発行)  
「特別支援教育推進ガイド」(平成17年3月発行)  
「特別支援教育実践ガイド」(平成18年3月発行)  
「特別支援教育充実ガイド」(平成19年3月発行)

\*この冊子においては「学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等」を「発達障害」と表記しています。